

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年12月28日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第7号

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を改正する規程

京都市交通局高速鉄道係員規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中	「乗務助役 高速運転士（嘱託職員を含む。）」を	「乗務助役 高速指導運転士 高速運転士（嘱託職員を含む。）」
---------	----------------------------	--------------------------------------

に改める。

第20条の見出しを「(高速指導運転士及び高速運転士)」に改め、同条を次のように改める。

第20条 高速指導運転士及び高速運転士は、乗務区長の指揮を受け、列車又は車両の運転に従事する。

第22条を次のように改める。

第22条 見習期間中の高速運転士は、乗務区長の指揮を受け、高速指導運転士及び高速運転士に付随して列車又は車両に乗務し、高速運転士の職務を練習する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)